

議案第56号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（市立幼稚園に係るものを除く。以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、それぞれ法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(法附則第9条第1項に規定する経過措置における市が定める額)

2 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。